

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び未成年の子2名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人らのうち子の1名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成24年9月から南相馬市に帰還した平成26年6月まで月額10万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子1名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成23年3月及び4月は月額10万円、同年5月から同年12月までは月額8万円、デイサービスを利用できるようになった平成24年1月から平成26年6月までは月額6万円が、それぞれ賠償（ただし、既払金を除く。）されるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1（以下「申立人X1」という。）、申立人X2（以下「申立人X2」という。）、申立人X3（以下、「申立人X3」という。あわせて「申立人ら」という。）および被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記第1項の損害項目（下記第2項の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 申立人X1

精神的損害（日常生活阻害慰謝料） 4,660,000円

(2) 申立人X2

精神的損害（日常生活阻害慰謝料） 4,130,000円

(3) 申立人X3

精神的損害（日常生活阻害慰謝料） 1,850,000円

(4) 申立人X1, 申立人X2、及び申立人X3

精神的損害（ペット喪失慰謝料） 100,000円

(5) 計

10,740,000円

2 損害期間

(1) 前項の(1)及び(2)の損害について

自 平成 23年3月11日 至 平成26年6月末日

(2) 前項の(3)の損害について

自 平成 24年9月1日 至 平成26年6月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金10,740,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1第1項記載の損害項目(同第2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月17日

(仲介委員 河合 健司)